

一、 国の経済財政運営と消費税増税について

二、 農政改革について

- ・ 農政改革について
- ・ 生産調整(減反) 及び生産数量目標配分の廃止について
- ・ 転作について
- ・ 日本型直接支払について
- ・ 農地中間管理機構について
- ・ 今後の本県の主食用米流通販売について

中村芳信です。執行部には明快な答弁をお願いします。

国の経済財政運営と消費税増税について

まず知事、私は、民主党政権下にあった一昨々年の 11 月議会で、日本政府がこれ以上国債を増発しても日本の場合そう簡単に暴落しない、金利も急騰しない。したがってデフォルトもしない。よって、日本政府も破綻しないと言いました。

そして、デフレ不況から脱出するには、日銀の国債の直接引き受けや銀行等からの買いオペレーションで金融緩和を実行し、マネタリーベースを増やして日本社会のマネーストック・お金の量を増やしていく、同時に、政府は国債を発行して政府支出や公共投資を積極的に行ない需要を創出する。要するに金融政策と財政政策の両方が必要だと主張しました。

そうした中で、今、現政権によって行われている大胆な金融緩和と機動的な財政政策はその時の私の主張をそのまま実践してくれているように思っているところです。

そして、この「異次元」の金融緩和と機動的な財政政策、これが日本経済の沈滞ムードを一変させたのは間違いないと思います。政府も、その評価は別として、年末の月例経済報告で「デフレ」の文字を 4 年 2 か月振りに削るまでに

なりました。

しかし、金融緩和と財政政策の効果が実体経済に反映され賃金や雇用が改善し消費が活発となって企業業績が良くなり設備投資も進む。その結果賃金や雇用がさらに拡大して消費が盛んになる。期待されるそうした好循環は未だ見られません。ましてや、デフレ不況から脱却し経済を成長路線にのせ名目 GDP を拡大させ税収増を図って財政健全化に繋げていく。この政策の一番肝心な部分の先行きも見えません。

それだけに、大胆な金融緩和と機動的な財政政策は今後も現政権においてしっかり堅持してもらいたいと思っているところです。自民党・公明党が政権に復帰して一年余り。片方で、さらなる規制緩和の推進などデフレ期にやってはいけないインフレ対策中心の成長戦略で変節してきているのではないという疑念を禁じえません。国¹の経済財政政策・アベノミクスのこれまでとそしてこれからについて、知事にはどのような所感をお持ちか、お聞かせください。

次に、昨年6月議会、私は、アベノミクスの経済効果が地方とりわけ島根の経済や社会に現われるまでには2年や3年かかると述べました。

ところが、昨年12月の日銀松江支店の「山陰の企業短期経済観測調査」では調査対象となった企業経営者の「全産業ベースの業況判断は4期連続で改善し、1991年以来の高い水準になっている」とされ、松江財務事務所の10月から12月期の「法人企業景気予測調査」も調査対象企業の景況判断を指数で見ると前期に比べてその「上昇」幅が24.5%ポイント拡大してきています。

誠に明るい調査結果で、確かに、これらの調査を通じた山陰の企業経営者の方々の判断で見ると、この地の景気は回復したと見るように思います。

しかし、こうした景況感は、公共投資の拡大によるもののほか、実は消費税引き上げ前の駆け込み需要や本県の場合とりわけ出雲大社の大遷宮を通じた観光需要の好調持続がもたらした短期的なものではないか。また全国ベースで見ても企業から家計への波及効果は未だ道半ば。本県の場合も企業収益を家計に還元できる環境はできているのか、今年がその正念場ではないか等々、様々思いは尽きません。

果たして、アベノミクスの波及効果や如何。知事には本県経済の現況についてどのような認識を持っておられますか、お聞かせください。

次に、消費税。本年4月から増税第一弾が始まります。安倍総理は10月の記者会見で「本日、私は、消費税率を法律で定められたとおり、現行の5%から8%に3%引き上げる決断をいたしました。社会保障を安定させ、厳しい財

政を再建するために、財源の確保は待ったなしです。・・・ただし、直近のデータによれば、民間給与はわずかに上昇傾向に転じましたが、景気回復の実感はいまだ全国津々浦々までには波及してはいません。この中で増税を行えば、消費は落ち込み、日本経済はデフレと景気低迷の深い谷へと逆戻りしてしまうのではないかと。結局、財政規律も社会保障の安定も悪い方向へと行きはしまいか。最後の最後まで考え抜きました。」と述べながら、しかし「足元の日本経済はどうか。次元の違う三本の矢の効果で回復の兆しを見せています。2期連続で3%以上のプラス成長、有効求人倍率も0.95まで回復しました。生産も消費も、そしてようやく設備投資も持ち直してきています。15年間にわたるデフレマインドによってもたらされた日本経済の縮みマインドは変化しつつある。であれば、大胆な経済対策を果敢に実行し、この景気回復のチャンスをさらに確実なものにすることにより、経済再生と財政再建は両立し得る。これが熟慮した上での私の結論です」として今回の決断となりました。

しかし、私には、安倍政権が「この中(つまりデフレの中)で増税を行えば、消費は落ち込み、日本経済はデフレと景気低迷の深い谷へと逆戻りしてしまうのではないかと。結局、財政規律も社会保障の安定も悪い方向へと行きはしまいか」という正しい認識を持ちながら、誤った判断を下したのではないかと考えてなりません。

事実、内閣府の国民経済計算で実質GDPと名目GDPの推移を見ますと、2005年に実質GDPが名目のそれを逆転し、その後2012年度までその乖離幅が大きくなってきていることが分かります。また、消費者物価指数の総合CPIと生鮮食品を除いたコアCPIそして食料とエネルギーを除いたいわゆるコアコアCPIのここ10年余りの推移を見ますと、総合CPIとコアCPIはほぼ同じように推移しているものの2011年頃からコアコアCPIとの乖離が始まり、以後昨年12月までその幅が拡大しています。そして、これらの消費者物価指数の動きと国民の平均給与の動きを見ますと、日本は98年頃からほぼ一貫して双方ともマイナスで推移してきており、しかも平均給与の減少率が大きく、その乖離幅が広がってきています。アベノミクスの効果で昨年第二四半期から多少の回復もあるかもしれませんが、とてもデフレ状態を脱出しているとは思えません。

また何よりも、先ほどの日銀松江支店の調査や財務事務所の調査においても、企業経営者の皆さんは、先行きについて、増税前の駆け込み需要の反動や出雲大社の遷宮効果の剥落予想から業況が悪化する、26年1月から3月期は「下降」超に転じ、続く4月から6月期は「下降」超の幅が拡大すると見通しています。これが現場の反応です。加えて今年も、消費増税以外にも、東日本復興関係の所得税や個人住民税の増、軽自動車を中心とした増税や給与所得控除額の縮小等が重なります。先日、私のもとにも『消費税』および『地球温暖化

対策のための税』の税率が引き上げられることに伴い、平成26年4月1日から電気料金を改定する」旨、電力会社から通知が来ていました。

未だデフレから抜けきれていない中、あるいは、一步、二歩譲って抜け始めつつある中での4月からの消費税増税、短期的な財政の視点ばかりで中長期の経済成長の視点のない増税だと思います。知事には基本的にどのように見えますか、所感をお聞かせください。

また、今回の増税、新たな国民の負担増は内閣府の試算によれば6兆円以上にもなると言われています。

安倍総理は「次元の違う三本の矢の効果で回復の兆しを見せています。・・15年間にわたるデフレマインドによってもたらされた日本経済の縮みマインドは変化しつつある。であれば、大胆な経済対策を果敢に実行し、この景気回復のチャンスをもさらに確実なものにすることにより、経済再生と財政再建は両立し得る」として決断しました。

果たして、総額98兆8000億円の26年度当初予算はもとより、とりわけ今回の消費税増税による景気の腰折れをスルーするために経済対策として打たれた5兆5千億円の25年度補正予算及び地方財政計画について、これらをどのように受け止めていますか、併せて伺います。

農政改革

次に、新年度から「攻めの農林水産業のための改革」が始まることとなります。以下、何点か伺います。

国の言う通り、我が国の農林水産業・農山漁村を取り巻く状況は厳しさを増しています。本県はじめ農業生産額が大きく減少する中、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳。そして耕作放棄地はこの20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっており、これらの課題を克服し本来の活力を取り戻すことは日本農業の待ったなしの課題です。

しかし、安倍総理が「構造改革に逆行する施策を一掃する。40年以上続いた生産調整（減反）を見直し、自らの経営判断で作物を作れるようにする」と述べたように、これからは、補助金の対象者を絞り込み、もっぱら意欲と能力ある農家に支援を集中し、経営規模の拡大を促す。要するに、TPPなども踏まえて大規模化とコスト低減で競争力ある担い手を育てようとするものです。しかも、その担い手たちには自己責任が課せられます。

そうした中で、この度の改革が中山間地域等の条件不利地域が太宗を占める島根のような地域に与える負の影響が如何ばかりのものか、今から危惧してい

ます。間違いなく多くの農家はこの度の農政の急転換に困惑しています。地方の厳しい現実を無視するかのような市場原理で進む中央の論理にはとても与するわけにはいきません。

また、この度の農政改革は今後「農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として」いくとしています。そのこと自体は否定しません。

しかし、国の政策はどうあれ、条件不利地域においても「地域から経営へ」の視点や意欲を決して失ってはならないと思うところです。本県においても、例え小規模でも意欲的な農業経営を目指して頑張る農業者を育て支援することが、逆に島根の中山間地域の農業農村を守っていくことにつながるのではないかと考えています。そしてそのことが同時に県に与えられた使命であるとも考えています。

「攻めの農林水産業のための改革」下での島根の農業農村のあり方について知事にはどのような思いをもっておられますかお聞かせ下さい。

生産調整(減反)および生産数量目標配分の廃止について

次に、コメの生産調整(減反)は 2018 年度から廃止されることとなります。今後は、規模拡大を目指す農家や生産団体が自由にコメを作れるようになり、何をどれくらい作るかは農業者や生産団体が自主的に判断し、価格は需給を反映した決定に委ねられることとなります。

生産量を絞ってコメ余りを防止する減反は米価を維持して農家を保護する目的で始まったのはご承知のとおりです。要するに、これまで日本の主食として「過保護」に扱ってきたコメをこれからは特別扱いしない、自己責任でつくれということです。一番の問題は、国がコメ政策から手を引き市場任せにするということです。

しかし、中山間の条件不利地域を多く抱えながらの零細な稲作農業中心というのが本県農業・農村の特色です。このままでは自立した大規模経営を目指す国の改革方向から取り残される可能性大です。とりわけ減反が廃止されれば、米価の大幅下落が予想される中、荒波をもろにかぶるのはやはり生産経費が高い中山間地域の農家です。米価がさらに下がれば“コメ作りを止める”農家が出てくることも十分予想されます。そうなれば本県の農業農村は立ち行かなくなります。

国は、島根のような耕作条件に恵まれない地域の実情を配慮すべきであり、零細農家が集落を支えている現実にしっかり目を向けて欲しいと思っています。執行部には、この度のコメの生産調整廃止がもたらす本県農業農村への影響をどのように捉えておられますか、お聞かせ下さい。

また、今回の農政改革のポイントの一つは「生産者などの主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に見合ったコメ生産の実現を図る環境を整備する」ため、減反を廃止することに合わせ、これまで国がコメの需要予測に基づいて毎年都道府県ごとに設定していた「生産数量目標」を廃止し、国の関与を需給見通しなどのデータ提供に止め、何をどれくらい作るかは地域ごとに生産者やJAが判断する自己責任制にしたことです。

しかし、これについては政府与党の議論の段階から「国が関与してきたものを全て放棄してしまっても良いのか」、「情報だけで需給が調整できるのか」、「供給が増えることで需給のバランスが崩れるのではないのか」、「これでは国の『食料政策の責務』の放棄ではないか」など、多くの疑念が寄せられたところです。

今、コメの生産調整や生産数量目標配分の廃止は生産現場に大きな不安を与えています。我が国の主食であるコメの需給と価格の安定を図ることは国の責任です。国は引き続いてその対応に責任をもって取り組むことが必要であると考えます。今回のコメの需給見通しの公表などの新しい措置も含めこの点をどのように認識されていますか、伺います。

また、生産数量目標配分は17年度までは続きます。昨年11月末に示された14年度の生産数量目標は全国では昨年比3,3%・26万トン減の765万トン、本県では3,7%・3520トン減の92,570トン、面積換算で690ヘクタール減、18,190ヘクタールの割り当てでした。

このコメの生産数量目標配分、在庫の状況や需給の見通しなどで毎年決められるとはいえ、18年度を見据え生産数量目標を大幅に削減することで、それまでに主食用米の生産過剰をできるだけ解消しようとするべく、これからの4年間は減反強化へ向けた数量配分が行われるのではないかと考えているところです。

今後4年間の生産数量目標配分については、どのような見通しをもっておられますか、伺います。

転作

次に、国は今回の改革で、コメ農家に主食用から家畜の餌となる飼料用米や菓子などの原料となる加工用米や米粉米などへの転作を促す「水田活用の直接支払交付金」と地域の裁量で活用することができて大豆や麦を含めた転作米の産地づくりを助成する「産地交付金」を導入しました。

そこには、減反を廃止した場合、主食用のコメを作りすぎて価格が下がるのを避けるため、主食用米以外への転作を強力に進めようとする狙いがあるのは

もちろんです。

しかし、減反廃止で主食用米が増えすぎればもちろん米価は下がりますが、逆に飼料用米などへの転作が進みすぎれば供給不足で米価は上がりかねません。これでは、米価が変動するたびに生産現場は悩み、困惑することになります。「産地交付金」によってその責任を負うことになる市町村もまた然りです。

「コメと転作作物のどちらをつくった方が得なのか」、生産者に自己責任で判断させるのではなく、やはりそこは何らかの調整の仕組みが必要なように思います。この非主食用米を主食用米の生産・価格の調整弁とするような新しい生産調整の仕組みはうまく機能するのか疑問を禁じえません。これらの点についてはいかに認識されていますか、伺います。

次に、県の試算では、飼料用米について、26年産畜産農家推定需要量5700トンに対し、供給可能量を25年飼料用米作付面積550ヘクタールに26年の減反面積690ヘクタールを合わせて約6000トンとしています。しかし、“米を牛に多く食べさせるのは良くない”などと農水省も認めているように、果たして飼料用米を大量増産しても買い手はつくのか、需要増はそれほど望めないのではないか、海外のトウモロコシが相変わらずこの先も国内で使われる飼料の大半を占めるのではないかと思ったりもしているところです。

本県の飼料用米の最新の需給見込みはどうなっているのか、またその課題は何か、そして新農政下でどのように主食用以外で水田の利活用を図っていられるのかその基本的な考え方を伺います。

また関連して、新たに始まる「産地交付金」について、「水田における麦、大豆等の生産向上等の取組」、「地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援」するとしています。「国から配分される資金枠の範囲内」ではありますが都道府県や地域農業再生協議会が助成内容」とりわけ交付対象作物を設定できることになっています。多様な水田農業を推進していく上から飼料用米や加工用米、そば、なたね以外の作物についても配慮すべきと考えますが、いかがお考えですか伺います。

また、「水田活用の直接支払交付金」では「耕畜連携助成」によって今後もその支援が続けられます。

これまで輸入飼料の増大に伴って切り離されてきた畜産業と耕種農業の間の連携を再構築することで、将来、循環型農業システムを構築していく上からこうした施策には今後も力を入れてもらいたいと思っています。

ただ、WCS用稲については初期投資費用がかかるなど耕畜連携には課題が多いと聞いていますが、その推進について、これからどうすべきと考えていま

すか伺います。

多面的機能支払交付金

次に、新たに導入されることになった日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金について、我々議会は先の11月議会で国の全面的な財政負担と地域の事務負担が軽減される制度設計とするようを求めたところです。

しかし、支給額の半分は地方負担となり都道府県と市町村とで分け合うことになりました。しかも地方負担分の40%は交付税で措置することになったこともご承知の通りです。

しかし、これでは、地方自治体は、ただでさえ減反政策を廃止し新たな直接支払いの導入によってその窓口負担が増大するうえに、さらに財政的負担という追い討ちをかけることとなります。財政状況が厳しい自治体では折角の制度も活用しきれなくなる懸念があります。

そもそも現在15000円の減反補助金は昨年の議論の過程で5000円とすることも検討されていきました。それが与党内の調整で7500円となっただけなのに、なぜこの2500円の差額分について政府予算の不足が生じたこととなったなどと結論を出すのか。ここは、あくまで政府内の予算の調整によって国が責任を持って交付金額を確保すべきだと考えます。さらに、地方負担分の一部は地方交付税で補填することになりましたが、果たして地方負担分が本当に措置されるのか懸念されるところです。

最低でもこの地方負担分については17年度に完全廃止される定額補助金で浮く800億円を充てるべきであり、今回の措置はそれまでの暫定措置であるべきと考えますが、どうですか。また、地域の事務負担の軽減についてはどのような配慮がなされたのか、併せて伺います。

農地中間管理機構

次に、農地中間管理機構について伺います。

国は、この中間管理機構によって農地の8割を集約するとしていますが、そうなれば農家は離農に走り8割の人は土地に執着しなくなる。その結果、農村集落は成り立たなくなるのではないか、そんな危惧をしているところです。

現実問題として、この中間管理機構、中山間の条件不利地域が太宗を占める本県において果たして規模拡大がスムーズに進むのか限界がありはしないか、あるいは農地の貸し手が借り手を上回り、急傾斜で区画の狭い山間地域の農地の引き受け手が不足し、管理機構が余剰農地を抱え込むことになるのではないかと等々の懸念をしています。

そのため、昨年の意見書では「農地中間管理機構に係る制度設計については、中間保有農地の滞留を防ぎ円滑に担い手に農地を貸し付けるため、対象農地の設定等については、中山間地域など条件不利地域の実情に十分配慮した設計がなされること」を要請したところです。

国は「農地中間管理機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付します」として「機構集積協力金交付金事業」なる事業メニューを設け、何が何でも大規模化、集積化を図る意向のようで条件不利地域の農業についての配慮は今のところ見えてきません。

ところで、国は『人・農地プラン』の話し合いの中で、地域でまとまって機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編成を進めることで合意するのが最も理想的な姿です」として、同プランを中間管理機構運営の要と位置づけています。しかし、「人・農地プラン」はあくまで人と土地の関係を中心としたもので、集落全体やその維持の観点からは限界もあるように思います。

ここはやはり“集落全体のビジョンづくり”といったものも必要と思っておりますが、いずれにせよ県として農地中間管理機構による中山間地域の農地の規模拡大・集積をどのように進めていかれるつもりかお聞かせ下さい。

次に、大きな課題ですが、そもそも中間管理機構からの農地の「受け手」対策について、この度の制度設計の中からは見えてきません。「人・農地プラン」との関係で「新規就農・経営継承対策」が国において考えられているようですが、「経営体育成支援事業」等の充実はじめ実効性ある対策が求められるように感じています。この点どのように認識しておられますか、伺います。

また、農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進するとされています。もとより、「人・農地プラン」の作成をはじめ市町村との連携がなければ具体の事業展開はできません。この点、本県ではどのような連携を考えておられますか伺います。

また、当初農林水産省は、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう「必要な場合には基盤整備等の条件整備を行う」としていましたが、新たな事業ではなく既存事業を活用するとしています。しかし、農地の受け手の基盤整備上の条件やケースは様々、加えて島根のように条件不利地域の水田農業の実態を考えれば、果たしてそうした措置だけでこの課題にうまく対応できるのか疑念を禁じ得ません。きめ細かい多様な基盤整備が求められますが、この点はどのようにお考えですか併せて伺います。

本県の主食用米流通販売について

さて、今回の質問の最後に、本県の主食用米づくりとその流通販売について伺います。

この課題については、予て、先ず値段は高くても品質に優れ特色ある米をつくること、次にいわゆる市場流通ではなく県と生産者が連携して独自に販売ルートを確立することが重要であると思っているところです。

そして、今回の水田農業の大転換を前に益々その感を強くしているところでもあります。

これに関し、県では、これまで第一期戦略プランの「地域の特色ある米推進プロジェクト」と第二期戦略プランの「島根米品質向上プロジェクト」で「売れる米づくり」を推進しています。

ただ、そのうち販売戦略については具体の方向が見えないように感じているところです。県の「売れる米づくり」の取り組みについて、その状況と実績、課題を最後にお聞かせ下さい。